

武蔵野市 避難所運営の手引き

平成 21 年 10 月

～目 次～

■はじめに ～避難所運営手引きの作成にあたり～	1
■手引きの目的など	4
■手引きの構成と流れについて	5
1 . 避難所生活をイメージしましょう	7
2 . 避難所運営委員会の設置・各運営チームの役割分担	9
3 . 避難所開設準備	11
4 . 避難スペースの確保など	14
5 . 避難者カードの記入・避難者名簿の作成	18
6 . 安否確認	19
7 . 避難所共通理解ルール	20
8 . さまざまな避難者への対応	21
9 . 情報の提供	23
10 . トイレ	25
11 . ライフライン確保	29
12 . 食料・水・救援物資などの管理・配給	32
13 . ゴミ対応	35
14 . 健康・衛生管理	37
15 . プライバシー確保	40
16 . 喫煙場所と火気の管理	42
17 . 避難所の清掃・整理整頓	43
18 . 暑さ・寒さ対策	44
19 . 各関係団体への連絡・連携	45
20 . 電話問い合わせへの対応	46
21 . 避難所でのマスコミ対応	47
22 . ボランティア受入対応	49
23 . 帰宅困難者対応	50
24 . 避難所撤収	51
25 . 記録の作成	52

■はじめに ～避難所運営手引きの作成にあたり～

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、行政も地域の住民も大きな被害を受け、混乱の中で避難所生活を始めたことが知られています。その後の2004年新潟県中越地震、2007年新潟県中越沖地震などの大きな地震でも、程度の差こそあれ、避難所生活を余儀なくされたことは変わりませんでした。

今後首都直下地震などが発生し、武蔵野市内でも大きな被害が発生するかもしれません。その場合、皆さんが避難所生活を送ることになることは想像に難しくありません。

最近発生した主な地震

年 月	主な地震名	規模・人的被害
1993年 7月 12日	北海道南西沖地震	M7.8 死者 202名
1995年 1月 17日	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	M7.3 死者 6,434名
2001年 3月 24日	2001年芸予地震	M6.7 死者 2名
2004年 10月 23日	2004年新潟県中越地震	M6.8 死者 68名
2005年 3月 20日	福岡県西方沖地震	M7.0 死者 1名
2007年 3月 25日	2007年能登半島地震	M6.9 死者 1名
2007年 7月 16日	2007年新潟県中越沖地震	M6.8 死者 15名
2008年 6月 14日	2008年岩手・宮城内陸地震	M7.2 死者 17名

○避難所には多くの人が避難してきます！

大地震などの大きな災害が発生した場合には、建物の倒壊や、ライフライン（電気、電話、上下水道、ガスなど）のストップなど、様々な被害が発生します。市民の皆さんは、「家が倒壊・大破・焼失してしまった」あるいは家屋に被害がないまでも「トイレが使えない」「電気・電話が使えない」「家族と連絡がとれない」などの大きなストレスにさらされることになります。

被災した方の多くは、一時的に避難生活を送る場所として、家族と会う場所として、あるいは情報収集の場所として、避難所である学校に集まってきます（武蔵野市直下型地震の被害想定では、約49,000人の市民が避難所に避難すると想定されています）。避難所は震災直後、避難した人でごった返すこととなります。

○避難所では色々な問題が発生します！

避難所では多くの人たちが狭いスペースの中で避難生活を送ることになります。



写真 新潟県中越沖地震発生時の避難所の様子
幼児から高齢者の方に至るまで、様々な方が避難してきています。

避難所では快適性は望めず、暑さや寒さにも耐えなければなりません。

食事や水、物資などの救援物資が運び込まれてきても、避難者数が把握できていなかったり、配布ルールが決まっていなかったりすれば、分配をめぐるトラブルが発生してしまうでしょう。

また、避難所内のルールを決める際に自発的に決めずに市職員などに任せきりにしておくと、避難所の運営、避難者間の問題も自分達で解決できず、トラブルも多く発生する傾向にあったことが阪神・淡路大震災時でも知られています。

その他、トイレの問題、プライバシーの確保の問題、要援護者の対応など、発生する問題には枚挙にいとまがありません。

○避難所運営の主体は住民！

阪神・淡路大震災では、避難所に来る予定の市職員や避難所施設管理者（学校職員など）自身が被災、交通手段がストップするなど、避難所に来ることができないケースが多く発生しました。武蔵野市でも、市職員や教職員が市外から通勤している場合も多く、阪神・淡路大震災と同様の状況にならないとも限りません。

また、避難所に派遣される市職員は、市災害対策本部の指示を受けて様々な対応を行いますが、一箇所の避難所に派遣される人数は限られており、避難者の意見を取り入れたきめ細やかな避難所運営まで行うことは実際には困難です。市職員がルールを決めた避難所では住民と市職員の間でトラブルが多く見受けられたが、避難者が自主的に運営委員会をつくり、協議の上でルールを決め、運営を進めた避難所では、トラブルが非常に少なかったことも知られています。

以上のように、市民のみなさんが自主的に避難所運営を行う心構えを持つことが、非常に重要です。

また、避難所運営を住民が自主的に行うことにはもう一つ大きなメリットがあります。

市職員等に依存せず住民が自主的運営を行った避難所では、住民の自立心も育ち、避難所生活をより早く終えて復興に向け新たな生活を進めることができたことが阪神・淡路大震災時の事例で知られているのです。



写真 武蔵野市境南地区避難訓練時の
住民間での打合せの状況

○事前に対応策を考えておくことが肝心！

避難所生活でどのような問題が発生するかを知るとともに、その対応策をあらかじめ考えておけば、トラブルの発生を少なくすることはできます。避難所の運営に携わる方々（地域の防災リーダーとして活躍する防災に関心の高い人たち）がこれらの情報を知っておくことで、避難所の運営に大きな差が出てくるはずですよ。

■手引きの目的など

手引き作成にあたり、作成の目的、手引きが対象とする人、最終的な目標などを以下のとおり設定しました。

（目的）

この手引きは、大地震などの大きな災害が発生して避難所が開設された場合に起きると予想される問題および対応例を示して、住民の方が対応を考える際の一助となることを目的に作成しました。

（対象）

地域の防災リーダーとして活躍する防災に関心の高い人たちを対象としました。

（最終的な目標）

避難所生活に「適応」することを目標とするのではなく、避難した方々が「自立」した日常生活にできるだけ早く戻ることを目標としています。

（避難所開設期間の設定）

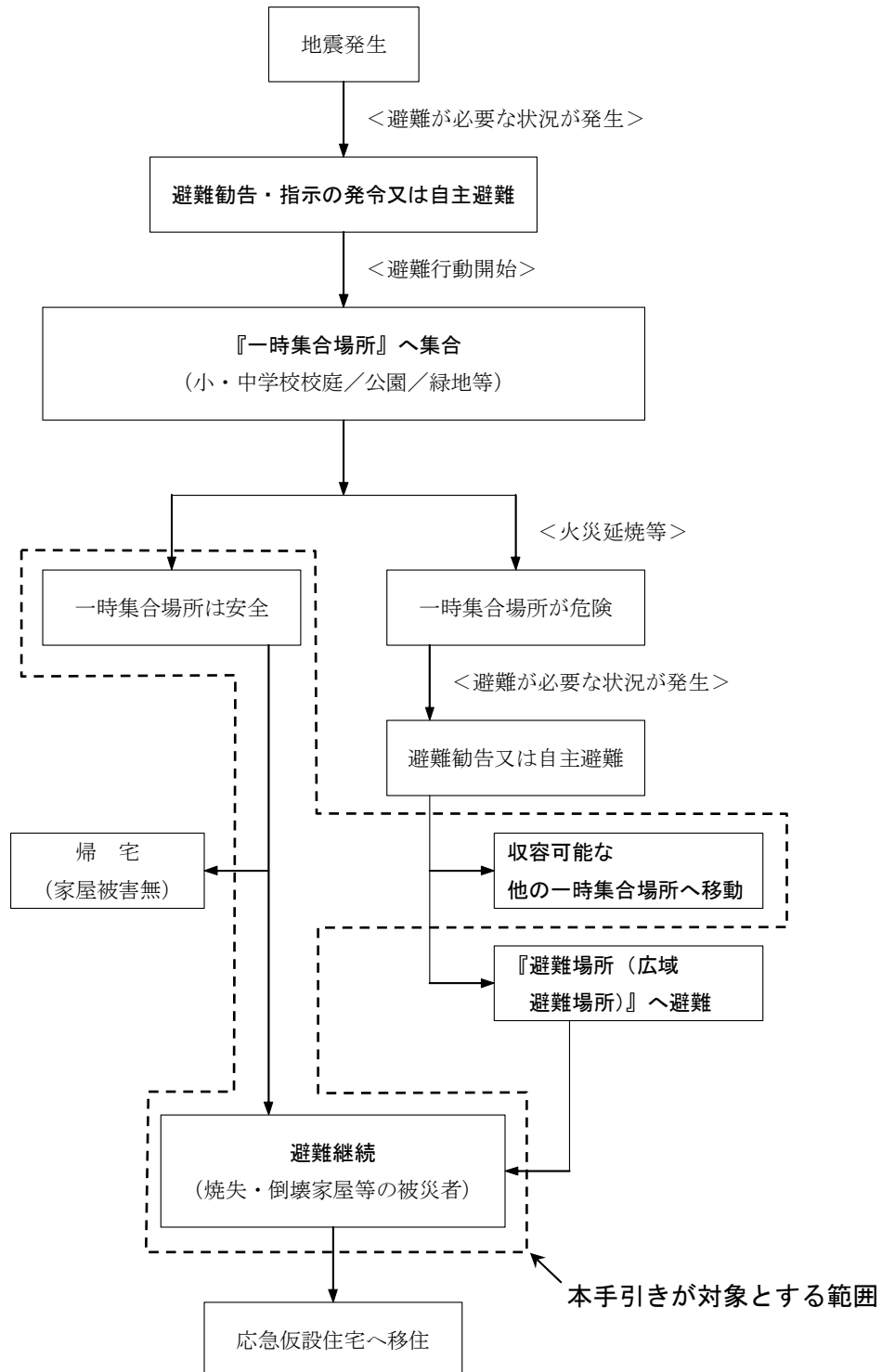
災害救助法では避難所の開設期間は原則「7日以内」とされており、避難所として指定されている学校は「避難する場所」として建てられたものではなく、本来の目的である「教育の場」としてできるだけ早く再開することが望まれます。

そのため、ここでは避難所開設期間を「7日間」として設定しました。（状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認を受ける必要があります〔武蔵野市地域防災計画本編 P.167 3.避難所の開設期間より〕）

■手引きの構成と流れについて

(1)手引きの流れについて

災害発生直後から7日間の中で、避難所での対応、市の対応する内容を整理しました。

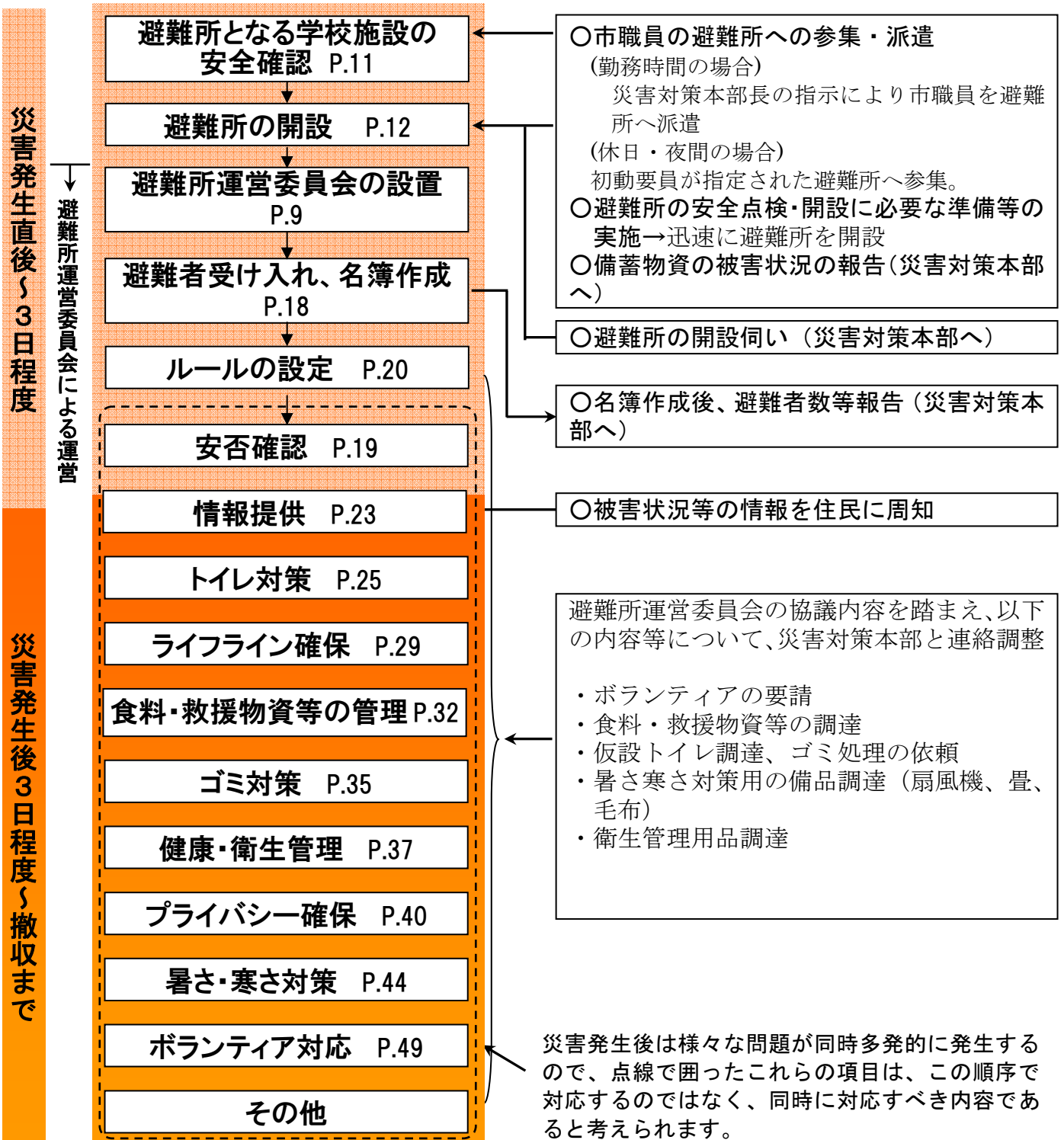


避難所生活を開始するまでのフロー

〔武蔵野市地域防災計画 本編 P. 163 地震時の避難システム より〕

避難所での対応すべき内容

市の対応



避難所生活における対応フロー

1. 避難所生活をイメージしましょう

①避難スペース

避難所では、体育館などの板の間での生活となり、寝具は毛布程度という状況になります。くわえて、災害発生直後は避難所に多くの人が集まるため、足の踏み場もないような状態になるかもしれません。



②トイレ

避難所生活において、水・食料と並んで深刻な問題なのがトイレです。衛生面での問題（排泄物を放置したことによる伝染病発生の危険）のほか、災害発生直後は数の不足が問題となります。また、トイレの我慢は精神的、肉体的に大変な苦痛を与えます。

トイレの衛生管理、数の不足の解消（備蓄されたトイレの活用＋仮設トイレ調達の要請）、トイレの使用に際してルールづくりを行わなければなりません。

③暑さ寒さ対策

体育館などの避難所には冷暖房施設がない場合がほとんどなので、工夫をして暑さ寒さを耐えしのぐ必要があります。そのほか、暑さによる脱水症状、寒さによる風邪の蔓延などを予防する必要があります。

④健康管理

多くの人が生活する避難所では、自分の体調は自分で管理する必要があります。また、普段から薬などを服用されている方は、あらかじめ準備して避難所に持参することが必要になります。

⑤名簿作成

避難所開設時に全ての避難者の把握や、家族の安否確認は困難です。避難者により避難所の運営体制が整い次第、世帯毎に調査票を提出してもらい名簿作成を進めることが重要になります。

⑥避難所運営委員会の立ち上げ

避難所が設置されたら、避難者により運営委員会を立ち上げ、組織的に運営することが大切です。避難者自身が参加し運営していくことが重要となります。

⑦災害時要援護者対応

災害時は、「他人の事までかまっている余裕はない」となりがちです。そのような時こそ、高齢者・障害者・乳幼児などへの心配りが大切になってきます。



阪神・淡路大震災時の被災状況

2. 避難所運営委員会の設置・各運営チームの役割分担

「はじめに」でも述べたように、災害発生直後は市職員が迅速に避難所へ向かうことができない場合も考えられます。また、過去の事例から、避難者が自主的に運営委員会をつくり、協議の上でルールを決め、運営を進めた避難所では、トラブルが少なかったといわれています。

このようなことから、避難所運営委員会は、避難者による自主的な運営が望ましいと考えられます。

(1) 避難所運営委員会の立ち上げ

避難所運営委員会（以下「委員会」という。）の立ち上げは、できるだけ早く行います。また、初期段階では応急的な組織を立ち上げ、体制が整った時点で本格的な委員会への移行も考慮します。

立ち上げ段階では市職員や、避難所の施設管理者に必要なに応じて協力を求めるものとします。

(2) 委員会の組織

①委員会は自治会・町内会の役員、自主防災組織の代表、各運営チームのリーダーなどで構成するものとし、できるだけ速やかに設置します。

②委員会は、運営を効率的に行えるように、役職・チームを決めます。

（以下はチーム構成例）

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| ・会長、副会長 | ・総務チーム | ・名簿チーム |
| ・食料チーム | ・物資チーム | ・救護チーム |
| ・衛生チーム | ・連絡・広報チーム | |

また、会長、副会長、及び各チームのリーダーからなる「委員会本部」を設置します。

③避難所に派遣される市職員は、委員として運営には携わりませんが、本部と連携し、災害対策にあたります。施設の管理者も同様です。

④委員会の会長は、避難所内の意見・要望等を皆で共有できるよう、定期的に市職員、施設管理者を交えて会議を開催します。

⑤委員会は、決定した内容について掲示板や館内放送により、避難者へ積極的に情報提供していく必要があります。

⑥委員会スタッフは、腕章や名札などの目印をできるだけ身につけるようにします。

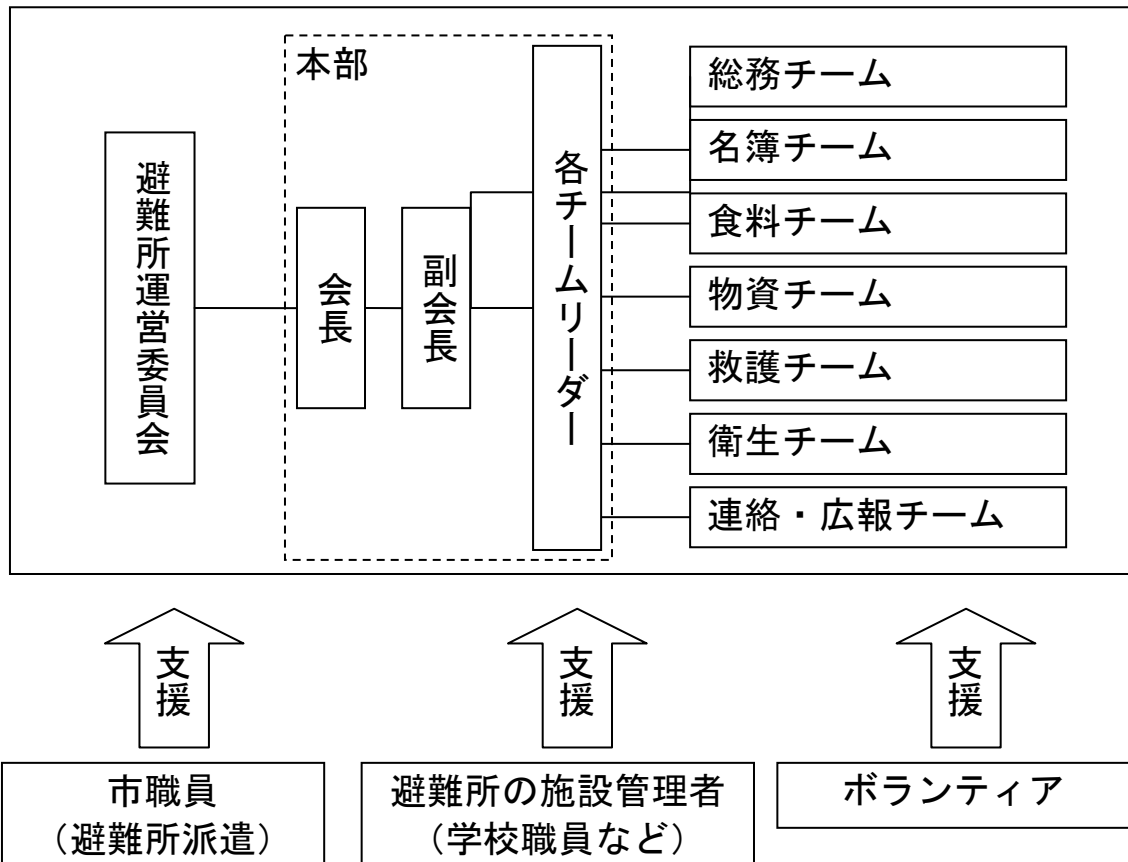
⑦委員会の事務局は、総務チームが担当し、会議の準備や記録を作成します。

(3) 各運営チームの設置

委員会は、避難者の公平性やチーム員の健康状態などを考慮し、適宜チーム員の交替を行うようにします。

- ①会長・副会長 : 委員会運営総括
- ②総務チーム : 避難所の管理、ボランティアの受け入れ、市職員との連絡調整、委員会事務局
- ③名簿チーム : 名簿の登録・管理
- ④食料チーム : 食料の管理・配給、炊き出し・飲料水
- ⑤物資チーム : 物資の管理・配給
- ⑥救護チーム : 救援、保育活動の支援
- ⑦衛生チーム : ゴミ、トイレ、掃除、衛生管理、生活水の管理
- ⑧連絡・広報チーム : 情報の収集、避難者への伝達、記録

避難所運営委員会 組織図



3. 避難所開設準備

災害発生後、早期の避難者は市職員に協力し、発災後3時間以内を目標として参集し、学校施設の安全確認（参考資料参照）、ライフラインの確認をします。安全確認が済み次第、災害対策本部長から開設指示があった場合はすみやかに避難所を開設し、備蓄物資の確認、避難者の誘導を行います。

(1) 避難所開設要員の参集

- ①委員会のメンバー、市職員、施設管理者（学校職員）は、災害が発生した場合に、下表のように一時集合場所・避難所に指定された学校に参集します。

	市役所業務時間内 (平日の昼間)	市役所業務時間外 (休日または夜間)
委員会	各学校に参集する	各学校に参集し、施設の鍵を所有している人は開錠する。
市職員	災害対策本部長（市長）の判断により市職員が避難所に派遣される。 ※災害対策本部は、震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度5強以下でも市長、武蔵野警察署長、武蔵野消防署長の協議により設置される。	市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、初動要員（市職員）はあらかじめ決められた学校に参集し、施設の安全確認を行う。
施設管理者 (学校職員)	児童は保護者に引き渡し、生徒を安全に下校させる。（原則）	施設開放員は、施設を開錠する。

(2) 学校施設の安全確認

- ①早期避難者および市職員は、参集時に収集した学校周辺の被災状況を整理し、火災等による延焼被害の危険がないことを確認します。
- ②学校の安全性を確認するため、発災後3時間以内を目標として参集し、施設の点検を行います。危険度の判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定員または建築士）の協力を得て実施します。判定は外まわりから屋内の順で行います。
- ③震度5弱以上の地震が発生した場合、各学校に安全点検スタッフとして応急危険度判定員に協力をお願いしています。ただし、安全点検スタッフが来れない場合は、市職員、施設管理者などと一緒に複数で、学校施設を使用できるかどうかの判断をします。
- ④建物を使用できると判断した場合、必要に応じて散乱した危険物（ガラスなど）を取り除きます。また、危険と思われる箇所については、立入禁止と明示します。

- ⑤施設の安全が確認された場合は、目立つ箇所に「調査済（安全）」と掲示します。



施設の点検報告状況例



危険な箇所はテープ等で立ち入り禁止とします

(3) ライフライン等の確認

建物の判定結果が「調査済（安全）」のときは、市職員は施設管理者（学校職員または用務員、施設開放員など）、自主防災組織などと連携して、施設機能の確認のために電気、ガス、水道、電話、放送設備などを点検します。

ライフラインを点検した結果は、施設の入り口に分かりやすく掲示します。

(4) 備蓄物資の確認

市職員は学校に備蓄されている物資を確認します。

(5) 避難所の開設、避難者の誘導

- ①施設の安全が確認できたら、市職員は災害対策本部に報告のうえ開設指示を受けてから、避難所の入り口に避難所開設の掲示をします。

- ②自宅に戻れない避難者に避難所開設の連絡を行い、避難場所へ誘導します。
- ③施設の安全が確認できなかった場合は、市職員は災害対策本部からの指示を仰ぎ、避難者を別の避難所に誘導します。また、施設入口に立ち入り禁止の旨を明示します。

4. 避難スペースの確保など

避難所におけるスペースの利用方法は、先々のことを考えて、市職員、施設（学校）管理者と協議をして決める必要があります。

避難所内のスペースはどこでも使ってよいわけではありません。学校の開放場所は、避難者数に応じて、体育館、集会室等の予め決められた開放優先順位に従い順次開放します。

避難所の円滑な運営を行うには、大きく分けて以下の4つのスペースを設ける必要があります。

- ①避難所運営スペース（避難者の居住スペース近くの1～2部屋および廊下などの共有スペースなど）
- ②救援活動スペース（数部屋程度（保健室含む））
- ③プライバシー確保用スペース（1～2部屋程度）
- ④屋外スペース（校庭の一角）

①避難所運営スペース

避難所運営のために必要なスペースで、以下のものがあります。

○避難者の受付

受付は、体育館入り口など、雨風のしのげる場所に1カ所（複数設けると名簿作成時などに混乱が生じるため）設けるものとします。

○委員会本部

受付近くに設けることが望ましいですが、スペースが確保できない場合は、長机やパーティションで囲って事務スペースを設けます。

○広報場所

住民が情報を収集できるようなるべく出入り口近くに設けます。

『広報掲示板』（市災害対策本部等からの情報の掲示）と『伝言板』（避難所運営のための情報、避難者同士の情報交換、安否確認に関する情報の掲示）に分けて表示します。（「9. 情報の提供」(2)②も参照のこと）

○会議場所、仮眠所（避難所運営者用）

事務室や仮設テント等に設けます。

○災害用特設公衆電話の設置場所

市立小中学校にはNTTの災害用特設公衆電話を5台用意して使用場所をつくります。

②救援活動スペース

物資の配布などを行うスペースで、以下のものがあります。

○物資等の保管室

市等から供給された食料や物資などを一時的に保管するスペースを設けます。

○物資等の配布場所

食料や物資等を配付する場所を設けます。雨風をしのげる屋根のある広い場所や、屋外にテントを張ることが考えられます。

○医療救護所

医療救護所は、災害時医療体制基本計画（参考資料参照のこと）に基づき、発災直後の初動期に設置します。ただし、負傷者が多数発生した地区には地域拠点病院を医療活動拠点とし、また、そこでも治療が困難な重篤な傷病者は、災害拠点病院である武蔵野赤十字病院に搬送します。医療救護所には必要に応じて下表のように、医師等が派遣されます。

・救護班の編成

区分	構成		
	医師会	医師 1	看護師 1
歯科医師会	歯科医師 1	歯科衛生士 1	補助事務員 若干名
	薬剤師会	薬剤師 若干名	その他 若干名

○救護室

医療救護所を設けない避難所では、原則として保健室を救護室として設け、ごく簡単な治療、応急処置を行えるようにします。

○相談所

他の人の声が聞こえないプライバシーが守られる場所に、メンタルケア等やその他の悩みについて相談できる場所を確保します。

③プライバシー確保スペース

○避難者のプライバシー確保スペース

避難者が生活をするスペースのほか、プライベートを確保できるようなスペースも必要です。市では各避難所に「プライベートルーム」（組み立て式）を順次用意していますので、必要に応じて、女性の更衣室や授乳室などとして利用できるようにします。



プライベートルーム
イメージ図

○来訪者用の面会スペース

避難者の生活スペースに避難者以外の人が入ることはプライバシーの面だけでなく防犯面からも望ましくないため、来訪者が来た場合に避難者が話したりすることのできるスペースを用意します。

④屋外スペース

ゴミ集積所など、屋外に設置すべきスペースで、以下のものがあります。

○組み立てトイレ設置スペース

避難所に備蓄されている組み立てトイレ（ベンクイック等）設置用スペースを設けます。ベンクイックは、し尿の液体部分のみ下水に流す必要があるため、下水道マンホール付近に設置します。

※仮設トイレの調達および設置は、市が対応します。

○ゴミ集積場

原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が進入しやすい所に、分別収集できるスペースを確保します（可能であれば屋根があり、直射日光が当たらない場所が望ましい）。

○物資等の荷下ろし場・配給場所

トラックなどの搬送車が進入しやすい所に場所を確保します。物資等の保管・配給場所が広く確保できない場合は、屋外に仮設テント等を設けることも考えられます。

○炊事・炊き出し場

避難所の体制が整い、炊き出しが可能になった段階で、避難者自らが炊事、炊き出しができるよう釜などの資機材設備等を屋外に設置します。なお、火気を使用するため、屋外など換気のよい場所に設置することが望まれます。

※駐車場

避難所の屋外スペースには緊急車両用の駐車場は設けますが、災害発生直後の一般車両の進入は禁止されるため、一般車両用の駐車場は設けないものとします。

5. 避難者カードの記入・避難者名簿の作成

避難者が避難所に入所する際に、名簿チームは避難所カードに名前や特別な支援の有無などを記入してもらい、それをもとに支援物資、食糧配給などの人数を確認するため、避難者名簿を作成します。

(1) 避難所カードの記入

- ①委員会が避難者を避難所に誘導後、名簿チームは新たに入所する避難者に避難者カードを配布し、記入してもらった後に回収します。
- ②避難者カードは、参考資料の避難者受付カードを参考にしてください。
- ③必要に応じて、避難者カード裏面に医療対応や介護の要否、資格・災害応急対策等に役立つ特技等を記入してもらえれば、以後の自主的な避難所運営に役立つ場合があります。

(2) 避難者名簿の作成

- ①名簿チームは避難者カードの情報を利用して、避難者名簿を作成します。
- ②個人情報保護の観点から、避難者カードおよび避難者名簿の取り扱いには注意するよう名簿チーム内で周知を徹底します。
- ③避難者カードや避難者名簿は、名簿チームが責任を持って保管します。
- ④名簿チームは、作成した避難者名簿をもとに避難者数などを把握し、委員会のほか、総務チーム・食料チーム・物資チームに毎日連絡します。
- ⑤名簿チームは避難者に関する情報を災害対策本部に報告します。報告は毎日決められた時刻に行い、原則として避難者名簿をFAX等を利用して送信します。FAXが利用できない場合には、電話やその他の有効な通信手段（E-mailも考えられますが、一度電子化する必要あり）を利用して避難者名簿の内容を伝えます。

(3) その他

- ①避難者が退所するときは、退出日と転出先を名簿チームに提出します。退所者の名簿は、後日必要となることもあるので名簿チームが避難者名簿と同様に保管しておきます。
- ②食料等の準備もあるため、名簿チームは、避難者の一時外出について、避難者外出連絡簿に外出先、外出期間、連絡方法等を記載するよう求めます。

6. 安否確認

安否確認は、災害発生から3日間が非常に重要となります。

ただし携帯電話や固定電話は、災害発生直後から数日は全国から安否確認等の連絡が殺到するため電話がつながりにくくなる状態(輻輳^{ふくそう})になり、電話会社も通信規制をかけることから、つながらない可能性が高くなります。

通常の電話に代わる安否確認の手段として、市立小中学校では災害時に有効な「NTT特設公衆電話」を5台用意しています。これらは災害時にも優先的につながる「災害時優先電話」です。

また、この電話を使用する避難者で混雑することが予想されますので、安否確認の電話であることを認識してもらい、「災害伝言ダイヤル171」を利用も促すなど、多くの人が使用できるようルールづくりが必要となります。

なお、同じ地区の住民を安否確認する場合は、まず避難者名簿を確認します。避難者名簿に記載がなかった場合、ボランティア等の協力を得て自宅に行くなどして再度安否を確認する必要があります。

～参考～ 安否確認手段の例

【災害伝言ダイヤル171】

大規模な災害発生時に使用できるシステムです。これは、固定電話や、携帯電話から利用可能なシステムで、災害時に171をダイヤルして、音声ガイダンスのとおりにより、伝言を録音したり、録音された伝言を確認することができるサービスです。

【災害用ブロードバンド伝言板】

災害時にパソコン等を利用して専用のWebページにアクセスし、伝言を登録・閲覧できるサービスです。(https://www.web171.jp)

【携帯・PHS版災害用伝言板サービス】

災害時に携帯電話・PHS各社のパケット通信サービスを利用して災害用伝言板に伝言を登録・閲覧できるサービスです。

7. 避難所共通理解ルール

避難所で共同生活をするためには、一定のルールに従い、助け合いながら生活していくことが必要となります。

(ルールを定める上での原則)

以下に示すような原則に従って、ルールを定めることが重要です。

- 避難者からの要望等を取り入れて、ルールは委員会で協議して決める。
- ルールを自分たちで決めることにより、守る気持ちも高くなる。
- 苦しいことも楽しいこともお互いが共有していけるようにすること。
- 乳幼児、お年寄り、障害のある人、ケガや病気の人をいたわり、助け合うこと。
- 決定したルールは掲示板などで避難者が確認できるようにする。

(定めるべきルール)

定めるべき基本ルールは以下のものがありますが、状況に応じ適宜追加します。

- 避難所の入所や、退所の手続きについて（名簿登録）
- 起床・消灯時間について
（阪神・淡路大震災時の避難所では、起床時間：概ね6～7時頃、消灯21～22時頃）
- 食事・水の配布方法、配布時間、配布場所について
- 不満・要望等の受付について
- 避難スペースの使い方（避難生活場所や運営本部の配置、屋外スペースの利用方法、使用禁止場所の徹底）
- トイレの使い方について
- 当番（掃除・食事など）
- ゴミの分別などについて
- その他

なお、平常時にルールの原案を定めておけば、避難所開設時によりスムーズにルールを定めることが可能となります。

8. さまざまな避難者への対応

避難所には、さまざまな支援を必要とする人が集まります。災害時要援護者への対応は、避難所として取り組むことが望ましいと考えられます。

(1) 高齢者、障害者等への支援

- ①救護チームは総務チームと連携し、避難者の障害の程度や体力、病状などの状況を判断します。避難所での生活が困難と判断された人については、福祉避難所などの適切な施設へ早期に移動できるよう、市の職員に依頼してください。また、日頃から民生委員や武蔵野市民社会福祉協議会などと連絡をとりあい、連携を密にしておくことも重要です。
- ②介護を必要とする高齢者・障害者などの要援護者については、施設内の和室など専用スペースの確保に努めます。また、簡易ベッド、障害者用仮設トイレ、車椅子などの整備に努めます。
- ③救護チームは、必要に応じて要援護者を介護するための専門知識及び資格を有する者の派遣の要請や、ボランティアの支援を求めます。
- ④連絡・広報チームは、視覚障害者、聴覚障害者等への情報伝達手段について配慮します。

(2) 子どもへの対応

- ①救護チームは、地域の(子ども会などの)住民に協力を求め、避難した幼児の保育活動の支援を行います。
- ②救護チームは、避難所において、子どもたち自身が避難所のスタッフとしての役割を担うことができるように心がけます。
- ③救護チームは、専門の知識及び資格を有する者の協力を得て、子どもの心のケアに配慮するようにします。

(3) 外国人への対応

- ①救護チームは、日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、避難所内または地域内に通訳のできる人を呼びかけ、通訳を依頼します。いない場合は、救護チームまたは総務チームは「武蔵野市災害ボランティアセンター」へ連絡し、語学ボランティアなどの派遣を要請します。
(詳細は「22. ボランティア受入対応」を参照のこと)
- ②それぞれの運営チームは、外国人への災害情報、物資、食料等の提供についての手段や方法などに配慮します。

※東京都生活文化スポーツ局の「外国人災害時情報センター」に登録しているボランティアも活用可。

(4) 負傷者への対応

- ①避難所に負傷者が来た場合は救護チームは応急手当を施します。重傷者の場合は市職員等に要請し、医療機関への搬送の手配をすると共に、それまでの間、医療経験者などの協力を得て、応急処置を継続します。
- ②多数の負傷者が発生した場合は、市職員等に連絡し、市災害対策本部へ医療救護所の開設や医療チーム派遣などの要請をします。また必要に応じて、災害時地域拠点病院や都が指定した災害拠点病院（武蔵野赤十字病院）への搬送も検討します。

(5) 屋外避難者への対応

- ①避難所の敷地内には、テントを持参して寝泊まりする人が出る場合があります。屋内・屋外で避難者への待遇を区別せず、お互いに助け合って対応していきます。
- ②救護チームは、学校敷地外に車中泊者がいる場合は、避難所への入所を呼びかけるとともに、市職員に連絡します。避難所が満員などやむを得ない場合には、水分補給や適度な運動などエコノミークラス症候群※の予防を周知します。

※エコノミークラス症候群とは・・・長時間、同じ姿勢で座ったままでいることで、静脈の血が流れにくくなり、血の固まり（血栓）ができる病気です。血栓が肺に詰まると息が苦しくなり、重症の場合は命を落とす場合もあります。新潟県中越地震では、車を避難所としていた被災者がエコノミークラス症候群となり、命を落とした事例が知られています。

- ③避難所の想定収容人数を超えた場合は、委員会は市職員に、他の避難所で受け入れ可能な状況かどうかの確認を要請し、可能な場合は一部の避難者の方に他の避難所へ移動してもらうことを検討します。
- ④原則として、避難所敷地内への車の乗り入れは禁止します。ただし、車いすの方が自分で運転してきた場合など、災害時要援護者が車で避難所の敷地内へ乗り入れを希望する場合は、災害対策本部へ連絡し、指示を受けてください。

9. 情報の提供

連絡・広報チームを中心に正しい情報を、避難者全員が共有できるように努めます。

(1) 情報の収集

- ①連絡・広報チームを窓口として情報の一元化を図ります。情報の収集に際しては、正確な情報を得るように心がけます。
- ②連絡・広報チームは、テレビ・ラジオ（むさしのFM78.2MHz）・新聞・インターネットなどの情報を分担して収集します。さらに避難所本部室を経由して災害対策本部等からも情報を収集します。
- ③テレビ・ラジオは避難所に備え付けのものや避難者が持ち込んだ携帯用のものなどを使います。インターネットは、施設管理者の了解が得られたときは職員室などに備え付けのパソコンを使用します。
- ④停電等により通信手段が途絶した場合は、連絡・広報チームが定期的に災害対策本部まで出向き、情報収集に努めます。また、災害対策本部、災害ボランティアセンター等に対し、情報を避難所に提供するよう依頼します。

(2) 情報の周知

- ①連絡・広報チームは、収集した情報を整理し避難者に周知します。周知する際には、口頭で伝えることはなるべく避け、紙で掲示します。内容を何度も確かめることができ、情報の行き違いを防ぐためです。
- ②連絡・広報チームは、広報場所に以下の2種類の情報を掲示します。
「広報掲示板」：市災害対策本部等からの情報を掲示
「伝言板」：委員会で決定された避難所運営に係わる情報
避難者同士の情報交換
安否確認に関する情報を掲示
避難者へは、定期的に広報場所を見るように呼び掛けます。
(「4. 避難スペースの確保など」①の「広報場所」も参照のこと)
- ③避難者に対して、安否、医療・救護、水・食料、生活物資、応急仮設住宅、余震、天候、教育、生活再建、り災証明、義援金などの情報を提供するようにします。特に災害直後は、避難者が不安になっています。その原因として正しい情報の不足がありますので、情報をたくさん集めて、意識して多く掲示することに努めます。

- ④連絡・広報チームは、広報掲示板、伝言板に掲載する情報には必ず、発信者・掲載開始日時を掲載し、いつ誰が発信した情報なのかを明確にします。
- ⑤大きな災害が発生した際には、全く根拠のないデマが広がることも考えられます。被災して冷静さを失っていると、普段は気にならないデマでも不安になるものです。人から伝え聞いた話などは、落ち着いて冷静に判断するよう避難者に呼びかけます。また、口コミによる情報は、情報チームの担当者が実際に確認したうえで広報します。
- ⑥連絡・広報チームは物資チームと連携し、一般の情報を提供する手段として、避難所の部屋ごとにテレビやラジオを設置できるかどうか施設管理者（学校職員など）及び災害対策本部に問い合わせます。
- ⑦連絡・広報チームは、不用となった情報も記録、整理して保管するようにします。

10. トイレ

避難所生活で、必ず大きな問題となるのがトイレです。

阪神・淡路大震災発生直後は、いたる所で断水し水洗トイレが使用できなくなりました。神戸市や芦屋市などはトイレの水洗化率が非常に高く、仮設トイレなどの備蓄も少なかったため、避難所はトイレのみならず、庭や側溝など色々な場所が排泄物の山になってしまいました。

さらに、し尿収集業者の数が少なく、処理場自体が被災した地区もあったため、仮設トイレが準備されても収集処理が十分出来ず、仮設トイレのタンクがすぐにいっぱいになってしまい使えなくなった、という事例があったことも知られています。

避難所でのトイレに対する要求は非常に大きいため、柔軟に対応できるようにしておくことが重要です。

(1) 水洗トイレの使用

【水道が使用可能な場合】

衛生チームは、水に溶けないティッシュペーパー類は流さないように周知します。写真のように別のゴミ袋に捨てることが出来るようにし、いっぱいになったらゴミとして処理します。なお、トイレットペーパーが不足することも考えられるので、自宅にトイレットペーパーのストックがあれば積極的に持ってきてもらうように日頃から周知しておくことが重要です。



写真 阪神・淡路大震災での避難所の水洗トイレ

紙を流さずゴミ袋に捨てるようにした結果、トイレの詰まりを防ぐことができ、清潔に保たれている事例

【断水している場合】

(他の水の有効利用)

断水した場合でも、プールの水、非常災害用給水施設の水、炊き出し時のとぎ汁、雨水などは便を流す水として使うことができます。バケツリレーなどでトイレ付近に運んで、ゴミ用のポリバケツなど大きめのバケツ(やタンク)、備蓄用のクラッカーの空き缶などに貯め置きすれば、水洗用の水として使用可能です。

水の運搬にはかなりの労力が必要となるため、避難者やボランティアの協力を仰げるように委員会が調整します。



写真 阪神・淡路大震災で水洗用に水を貯め置きしている事例

ポリバケツだけでなく、クラッカーの空き缶、石油缶などを有効利用して貯め置きしています。

(水使用時の注意)

バケツやひしゃくで水を流す場合は水洗時と比べ水の勢いがなく詰まりやすいので、水に溶けないティッシュペーパー類は流さないようにし、前出した写真のように捨てるゴミ袋を別途用意します。

(2) 災害用トイレ

学校のトイレだけでは数が不足するため、災害用トイレの利用が必要となります。災害用トイレは携帯トイレ、簡易トイレ、組み立て式トイレ（ベンクイックなど）が避難所に備蓄されています。避難所以外に市内の公園、防災広場にも災害用トイレ（マンホール型、スツール型）の整備を進めています。

○携帯トイレ

携帯トイレはビニール、紙製の袋、箱でできた持ち運び可能な簡易トイレで、凝固剤が入っており便をした後はそのままゴミとして処理できます。各避難所に200個（×20枚（1個あたり）=4,000枚）が備蓄されています。



携帯トイレ（せいけつくん）

○簡易トイレ

組み立てが簡単で保管場所をとらない簡易なトイレです。簡易トイレ用のテントを組み立て、その中に設置して利用します。各避難所に30個備蓄されています。



(簡易トイレ (サニターⅡ))

○組み立て式トイレ (ベンクイック)

普段は折りたたんであり、災害時に組み立てて使うトイレです。20分程度で組み上げることができますが、事前に組み立てる練習をしておくことがよいでしょう。

このタイプは固液分離器を使用することで便層内に溜まったし尿の液体分を排出し、最大で約8,000回使用することが可能です。(ベンクイックの排水ホースは、敷地内の汚水ますに排水します)

各避難所に2基ずつ備蓄されているほか、市内の防災倉庫に69基(一般用61基、車いす対応用8基)備蓄されています。



(ベンクイック (一般用S型))

○マンホールトイレ、スツール型（洋式）災害用トイレ

防災広場や公園等には、マンホールトイレや、スツール型災害トイレが設置されています。



（平常時）

（災害時）

（スツール型災害トイレ）

（普段はベンチとして利用。災害時には上部のふたを外し、内部に収納されているテントを取り出し組み立ててトイレとして利用）

(3)トイレの維持管理（清掃等）

- ①トイレの清掃、手洗い消毒液の交換等のルールなどを委員会内で定め、避難者同士で交替して行うなどします。
- ②清掃用品（モップ、バケツ、ホース、長靴など）が不足する場合は、衛生チームが確認し、市職員を通して調達を災害対策本部に依頼します。

11. ライフライン確保

過去に発生した大規模な地震災害では、停電、ガスの供給停止、断水、電話の輻輳（電話がつながりにくくなる状態）など、ライフラインが使用不可となる事態が発生しています。武蔵野市でもこれらライフラインの復旧までの日数を市地域防災計画で想定しています（P.31の表参照）

ライフラインとは、一般的に電気、ガス、水道、電話の4つを指しますが、最近ではこれらにインターネットを加える場合もあります。

ライフラインの途絶は、生活に大きな影響を与えます。そのため、避難所においても、早急に電気、ガス、水道、電話、インターネットが使用可能かどうかの確認を行います。さらに、必要に応じて代替手段を確保する必要があります。

(1) 電気

- ①電気が使えない場合、避難所に備蓄されている発電機などを使用します。
- ②夜間の停電は生活に大きな支障を来すため、住民に対して懐中電灯、乾電池があれば持参してもらうよう、災害の前の段階から呼びかけておくことが重要です。
- ③電気はライフラインの中で一番早く復旧すると考えられますが（P.31の表参照）、通電の際に損傷した電化製品や周囲のものから発火する恐れがあります。電気の供給再開を前に、配線や電化製品まわりの確認（たとえば、ストーブのまわりに燃えやすい紙などが散乱していないか、など）が必要です。
- ④多くの人が一斉に大量に電力を消費すると、ブレーカーが落ちることが考えられます。そのため、委員会では、避難所スペースとなる場所で個人が自由に電気を使用しないように避難所ルールで決めておく必要があります。（消費電力の大きい電気ストーブなどの使用には特に注意）
- ⑤使用可能な電力が限られている場合は、照明を優先します。

(2) ガス

- ①ガスが使えない場合に備え、カセットコンロ・カセットボンベが避難所には備蓄されていますが、数も限られているため住民に対してカセットコンロ・カセットボンベがあれば持参してもらうよう、普段から呼びかけておく必要があります。

- ②ガスの復旧に時間がかかる場合は、物資チームは市対策本部を通して、東京都や（社）東京都エルピーガス協会の協力を得てLPガス（プロパンガス）を救援物資として調達することも検討します。

(3) 水道

断水の場合は、避難所に設置されている非常災害用給水施設を用いて飲料水を確保します。（飲料水としては、1人あたり1日3リットルの水を目安とします）

（詳細は、「12. 食料・水・救援物資などの管理・配給」を参照のこと。）

(4) 電話（「6. 安否確認」も参照のこと）

①携帯電話や固定電話は、災害発生直後から数日は、全国から安否確認等の連絡が殺到するため電話がつながりにくくなる状態（輻輳）になり、電話会社も通信規制をかけることから、つながらない可能性が高くなります。

②通常の電話に代わる安否確認の手段として、市立小中学校では、災害時に有効な「NTT特設公衆電話」を5台用意しています。これらは災害時にも優先的につながる「災害時優先電話」です。

③電話以外に各避難所に備え付けられている防災無線を使って、情報のやりとりをすることも検討しましょう。

※災害用伝言ダイヤル 171 は携帯電話・固定電話のいずれからも利用が可能です。

(5) インターネット

①宮城県沖地震では、固定電話や携帯電話がつながりにくかったのに対し、ブロードバンドを用いたパソコンによるメールやWeb閲覧は問題なく使用できた、との報告もあります。停電時は使用できませんが、有効な通信手段となる可能性があります。

②インターネットは、施設管理者の了解が得られたときは職員室などに備え付けのパソコンを使用します。（「9. 情報の提供」(1)③も参照のこと）

【参考】ライフラインの復旧日数

地震名	電力	ガス	水道	電話
兵庫県南部地震 ¹⁾	6日	85日	90日	14日
東京湾北部地震 (M6.9) 発生時予想復旧日数 ²⁾	6日	22日	21日(上水道) 21日(下水道)	14日
武蔵野市直下型地震 (M6.9) 発生時予想復旧日数 ³⁾	2日	(ガス不通 は発生し ない)	約1ヶ月	—

1)阪神・淡路大震災調査報告書 平成7年7月 東京都

2)東京都地域防災計画震災編 平成19年修正 東京都防災会議

3)武蔵野市地域防災計画 平成20年修正 武蔵野市防災会議

1 2. 食料・水・救援物資などの管理・配給

食料や水・救援物資などは公平に分けることが原則です。武蔵野市でも、食料・水について想定避難者数を49,000人として2日分の備蓄を進めています。

(1) 食料などの配給

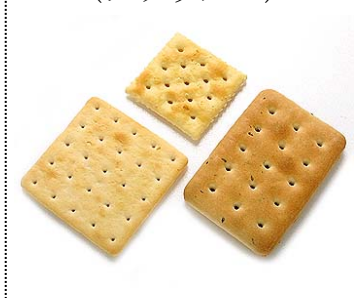
①食料の配給は原則として避難所において実施し、地域防災計画では以下の通り定めています。

1日目：クラッカー×3食

2日目：アルファ化米×3食、副食（缶詰）×2食

3日目以降：炊き出し、副食、救援物資等などを用いて順次充実させていきます。

(クラッカー)



(アルファ化米)



(缶詰)



②災害はいつどのような規模で発生するか分かりません。そのため、「原則として公平に分配しますが、足りなくなるような場合は、子どもや高齢者などに優先して配布したり、配布物資を分割して食べてもらったり、工夫をする」ようにします。

③食料チームは、食料などを避難者に配給します。配給時間はあらかじめ決めておき、掲示板等で周知します。

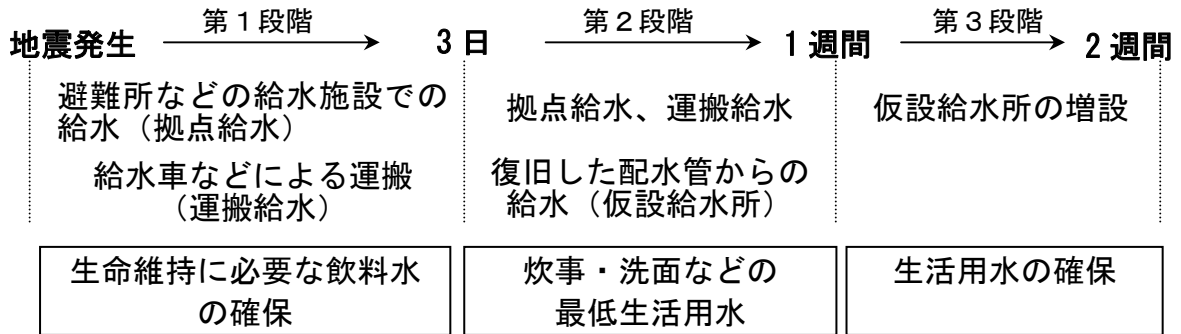
④災害対策本部の指示により、自宅残留被災者等にも配給する場合があります。

⑤自主的に自分たちの家庭で水や食料の物資を備蓄していた人たちには、それら備蓄物資を積極的に利用してもらうようにします。

⑥食料チームや物資チームは、夏期など気温が高い時期は、腐敗など食品の衛生管理には充分注意を払い、賞味期限を確認し安全確認をしたものから計画的に使用します。びん、缶詰などの保存可能な物以外から使用していきます。

(2) 水の確保

①飲料水は1人あたりペットボトル1本程度の備蓄となりますので、市立の学校避難所などの給水施設を活用します。武蔵野市の災害時の水の給水方法は、災害発生からの時間の経過に応じて以下の通り考えられています。



②避難所などの拠点となる場所には給水施設が以下の通り設置されています。災害発生直後は、避難所では当面一つ目の非常用給水施設をメインに使用することになります。

拠点給水施設表

(平成21年3月現在)

種 類	概 要	場 所
非常災害用給水施設	市立小中学校などの避難所にある深井戸です。自家発電装置が設置されているので、停電時にも水をくみ上げることができます。	都立武蔵高校、都立武蔵北高校をのぞく各避難所に設置されています。
飲料水兼用耐震性貯水槽	耐震性の水槽です。配水管の破損等により水圧が低下した場合、緊急遮断弁が作動して飲料水が確保されます。	境南防災広場、吉祥寺西公園、南町防災広場の3箇所
災害対策用井戸	市内の民間所有の井戸のうち、条件をみたすものを所有者の同意を得て災害対策用井戸に指定しています。応急給水を実施するための水源となります。	市内37箇所

③市内には浄水場が2箇所あり、運搬給水拠点として常時7,000tの水が確保できます。時間の経過に伴い、給水車などを利用して避難所などの拠点まで水を運ぶことで、より多くの水を配布することができるようになります。

④応急復旧により復旧した配水管に仮設給水管を設置し、仮設給水所を設けることが可能となります。

(3) その他物資の配布

①避難所には備蓄倉庫が備え付けられており、以下の物資が備蓄されています。

- (食品) クラッカー、アルファ米、副食（缶詰）、粉ミルク
- (生活用品) 生活用品セット、毛布、マット、紙オムツ
- (調理器具) 炊出し釜、カセットコンロ
- (貯水、用水) 防災タンク
- (救護用品) 救急箱、担架、簡易ベッド
- (トイレ) 組み立て式トイレ、簡易トイレ
- (テレビ・ラジオ) ラジオ付ライト
- (運搬道具) リヤカー、平型2輪車
- (工具など) 小型発電機、ライトボーイ、ハロゲン投光器、救助用工具セット、簡易防塵マスク、防水シート

②物資チームは、原則として組ごとに物資の配布を行います。その日時はあらかじめ決めておき、掲示板等で周知します。必要に応じて、自宅残留被災者、避難施設入所者等にも配給を実施します。

③食料チームや物資チームは、ミルク・おむつなど特別な配給をする場合は、委員会に確認の上個別に対応します。

④時間の経過に伴い、外部からの支援物資などが届くことが予想されます。避難所で直接受け取る体制にすると、物資の荷下ろし、一時保管などの手間で担当者に大きな負担がかかるほか、必要のない物資なども届く場合があります。そのため、市内の以下の輸送拠点に保管されている物資を、逐次必要なときに災害対策本部に連絡します。

地域内輸送拠点：武蔵野総合体育館（住所；吉祥寺北町5-11-20）

⑤食料チーム、物資チームは、避難者に必要な食料や物資などの内容、数量を取りまとめ、市職員へ要請をします。その際には、余剰物資が発生しないよう注意が必要です。

13. ゴミ対応

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時には、避難所から大量のごみが発生しました。しかし災害直後はゴミ処理施設が被災するなどして各自治体の収集能力が充分ではなく、避難所の従来のゴミステーション以外に運動場などにゴミが積まれる場合もありました。また、処理能力を補うため民間業者や他の自治体の協力を得てゴミ処理を実施したことも報告されています。

武蔵野市においても、災害時のゴミ排出は膨大になると予想されます。被災地の環境保全の緊急性から、市ではゴミ処理を「第1次対策」「第2次対策」に分けて対処することとしています。

1. 第1次対策

衛生上速やかに分別の徹底が必要です。処分場への短期間大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公園等を利用して、「臨時ごみ積置場」（軟式野球場；武蔵野市緑町3-1を予定しています）を確保します。



臨時ごみ積置場のイメージ
(写真：阪神・淡路大震災時に学校の校庭に設置された臨時ごみ積置場)

2. 第2次対策

臨時ごみ積置場のゴミを、臨時雇上げの人員や器材を確保して、処分場等へ搬出する必要があります。

災害発生直後は、道路の被災などにより車が通行できない状況が想定されます。そのため、避難所では一時的にゴミの処分場への運搬が滞る可能性があります。以下の点に注意してゴミ対応を行いましょう。

- ①ゴミの処分場への運搬が難しい状況を説明し、避難者に対して、できるだけごみを出さないよう呼びかけます。
- ②避難所内でのゴミ集積場は、委員会等で協議の上、なるべく屋外の日光の当たらない、ゴミ収集車両がアプローチしやすい場所を指定します。指定したゴミ集積場は、掲示することにより避難者への周知徹底を図ります。

- ③避難者は、燃やすゴミ、燃やさないゴミなど武蔵野市の分別方法（下記の図を参照のこと）に従ってゴミを分別し、所定の場所へ整然と置くようにします。
- ④各家庭で発生したゴミを避難所に持ち込むことは禁止します。
- ⑤常設、仮設トイレで発生した糞便ゴミについては、特に衛生状態に注意し、仮置の場所を指定します。また、糞便と通常ゴミは必ず分別します。糞便は専用の運搬車で収集してもらうことが必要です。
- ⑥避難所内や空き地でゴミを焼却したりゴミを埋めたりすることは禁止です。



避難所でのゴミの分別

燃やす ごみ	燃やさない ごみ	資源ゴミ プラスチック容器 びん・缶・古紙・古着など
<p>生ごみ 貝殻 ゴム製品 古着(着られないもの) アルミホイル・ラップ</p> <p>おもちゃ類 歯ブラシ類 ボール類</p> <p>ライター類 スプーン・フォーク類</p> <p>以下のもは無料で収集します。 長さ50cm以内、太さ7cm以内の 校木・落葉は1回に3束(袋)以内 紙おむつ、布おむつは汚物をトイレに流して下さい。 ※4束(袋)以上の場合は、予約制による収集有り。(裏面参照)</p>	<p>板ガラス コップ ガラス類</p> <p>スプーン・フォーク類 (金属製)</p> <p>電卓 小型家電</p> <p>ビデオデッキ (指定袋に入り切るもの)</p> <p>電球 *電球型蛍光灯は有害ごみ</p> <p>MO-MD フロッピーディスク</p> <p>ペンキ缶 (中身が空)</p> <p>注意 金属バット・ラケット・ゴルフクラブは一本づつ、半分以上入る大きさの 有料ごみ袋で出して下さい。 まとめて出す場合は粗大ごみの扱いです。</p>	<p>このマークが目印 「ペットボトル」と「その他プラスチック容器」は 軽くすずき別々の袋で出して下さい。</p> <p>このマークが目印 「古紙」と「その他紙類」は 軽くすずき別々の袋で出して下さい。</p> <p>このマークが目印 「古着」と「その他繊維製品」は 軽くすずき別々の袋で出して下さい。</p> <p>このマークが目印 「資源ゴミ」は 軽くすずき別々の袋で出して下さい。</p> <p>このマークが目印 「資源ゴミ」は 軽くすずき別々の袋で出して下さい。</p> <p>このマークが目印 「資源ゴミ」は 軽くすずき別々の袋で出して下さい。</p>

武蔵野市 ゴミ分別法

14. 健康・衛生管理

避難所では、多くの人と同じ場所で生活するため、保健衛生の面で以下の点が問題になることが予想されます。

■衛生面に関する問題

- ・ゴミが大量に発生し、清掃が十分でない状況が続く
- ・トイレの清掃が十分でない
- ・風呂が使えない
- ・食中毒の可能性がある（食料の安全性）

■健康面に関する問題

- ・トイレに行かないで済むよう水分摂取を控える結果、脱水症状やエコノミークラス症候群になる場合がある
- ・運動不足になりやすくなる
- ・十分に睡眠・休息をとれないことによる体力低下
- ・精神的ストレス
- ・体力低下による疾病などの二次的被害
- ・限られたスペースで多くの人共同生活を営むため、風邪、インフルエンザなどの感染症拡大

これらの問題への対策を示しました。これらを参考に、健康状態の維持に努めるようにします。

(1) ゴミ

- ①ゴミは種類別（可燃、不燃など）に指定された場所に必ず捨てるようにします。

※分別方法については前ページ「武蔵野市 ゴミ分別法」を参照のこと。

- ②避難所を定期的に清掃することにより、清潔に保つことができます。（清掃に関する詳細は「18. 避難所の清掃・整理整頓」を参照のこと）

(2) トイレ

- ①トイレが汚いと、避難者は利用を避けるため、水分補給を控えてトイレの回数を減らし、その結果脱水症状などになるおそれがあります。（トイレ対応の詳細は「10. トイレ」を参照のこと）
- ②トイレットペーパーが不足することが予想されるため、避難者に各家庭からトイレットペーパーを持ち寄ることを呼びかけます。
- ③トイレは可能な限り、男性用と女性用とに分けます。

(3) 食事への対策

- ①衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨ての紙コップ、紙皿、割り箸を使うようにします。また、ラップを巻いて食器を使えば、ラップ交換で繰り返し使用することができます。
- ②配給された食事を残しておき、それを後で食べることで食中毒にならないよう周知します。

(4) 健康管理

- ①風邪の防止、食中毒発生の防止のためにも、避難者にうがい、手洗いを励行するようにします。消毒液が配置できると理想的です。
- ②衛生チームは、健康管理について避難者に十分注意するよう周知します。

(5) 運動

- ①阪神・淡路大震災では、避難者による避難所周辺のゴミ拾い活動を実施したところ、避難者の雰囲気明るくなったという事例があります。
- ②新潟県中越地震では、水分をあまり補給せず同じ姿勢のままでいたことにより、血液の流れが悪くなり、血管の中に血栓ができるなどのエコノミークラス症候群となった避難者が多くいたことが知られています。水分の補給とともに、折を見て適度に体を動かすようにしましょう。
- ③新潟県中越沖地震時には、15時にテープをかけて、ラジオ体操を実施した避難所がありました。ラジオ体操には多くの高齢者が参加したほか、在宅被災者の人も体操をしに避難所まで来るなど、好評だったと報告されています。



ラジオ体操の参加風景
(新潟県中越沖地震)

(6) 病気への対策

- ①インフルエンザなどの感染症が発生した場合、避難所では周囲の住民に感染が拡大する可能性が高いため、感染した避難者は早急に別の部屋で生活してもらうことが望まれます。
- ②阪神・淡路大震災では、避難所の寒さなどが原因で体力が低下し、避難した住民が肺炎にかかる事例がありました。肺炎予防のため、うがいを励行するほか、体力低下を防ぐため、保温に努めてもらうなどの対策が必要です。
- ③阪神・淡路大震災災害時には、心に傷を深く受け「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」となった住民がいたことが知られています。医療救護所の医師等と相談して、専門家に見てもらいたいことが望ましいですが、被災者の話を聞いてあげることも重要です。
- ④災害時におけるストレス反応は、被災者と同様に救援に携わる人も体験することになります。救援者自身も、無理をせず、十分な休養をとれるようにすることが重要です。

健康・衛生管理のまとめ

- ・水分をとる。
- ・運動をする。
- ・休息（睡眠）をとる。
- ・感染症患者は、別の部屋に移ってもらう
- ・こまめに手洗い・うがいをする

15. プライバシー確保

避難所では、多くの人に限られたスペースの中で共同生活することを余儀なくされます。特に災害直後は避難してきた人であふれかえり、スペースの確保もままならない状況となることも考えられます。阪神・淡路大震災発生直後は、避難所での介護を必要とする人たちのプライバシー確保（医療用装身具やオムツの取り替え時などのスペースの確保）も難しかったことが報告されています。

また、避難所生活が数日経過すると、避難場所が“生活場所”としての性格が強まり始めることから、間仕切り板などを設置して、共同生活の中にも最低限のプライバシーが確保できるような工夫も必要になるでしょう。

その他、避難所で了解も得ずにカメラやビデオの撮影をしたりする人が来ることが予想されます。これらの人に対する工夫も必要です。

プライバシーの確保は、以下の点に注意してルールを定めることが必要です。

(1) 災害直後

①避難スペースの不足が著しい時期ですが、以下に示すような人たちには、避難所に備蓄されているプライベートルーム（組み立て式の簡易部屋）を使って、プライバシーを確保することが必要です。

- ・介護を必要とする人（オムツや医療用装具のとりかえなど）
- ・女性（着替え、授乳など）



プライベートルーム
イメージ図

②避難所には、原則として避難者以外は入れないようにします。

③来訪者があった場合には、受付でまず対応し、委員会が決めた来訪者用の面会スペースで面会することを原則とします。(プライバシーだけでなく防犯面からも、無闇に人が出入りできるようにしない)

(2) 災害発生から数日後

時間の経過と共に、家屋被害などのない避難者は自宅などに帰宅することにより、避難所では個人や家族間でのプライバシーの確保が求められるようになります。必要に応じて、ブルーシート、毛布、卓球の机、段ボールなどの仕切になりそうな物を利用して仕切りかわりにします。

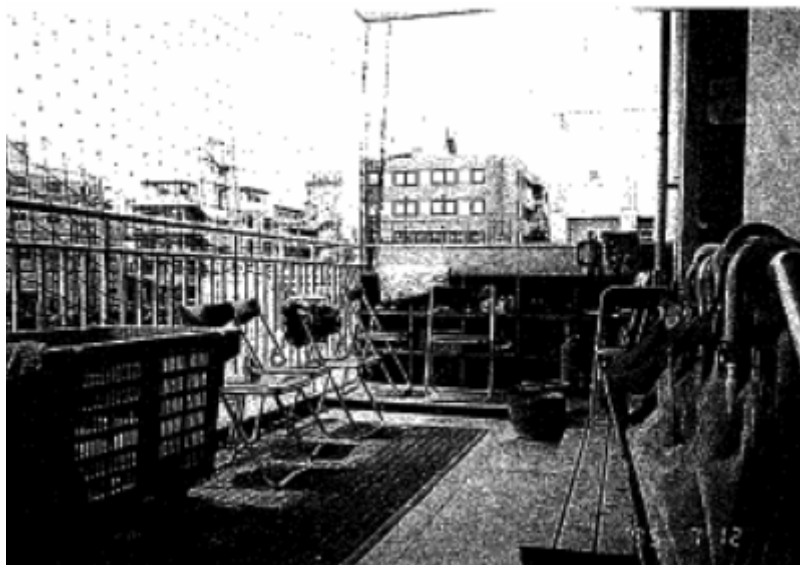


武蔵野市で備蓄しているワンタッチパーテーション

16. 喫煙場所と火気の管理

喫煙場所は、非喫煙者への影響や火気管理のためにも別に定めることが必要です。

- ①喫煙コーナーを設置する場合は、張り紙などにより避難者へ通知します。
- ②喫煙コーナーには灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身で行うことを要請します。
- ③冬季の避難所屋内での石油ストーブなど暖房器具の使用時は、火気や換気に十分注意を払うよう避難者へ周知徹底します。なお、電力が復旧した段階で避難所内に暖房設備がある場合は、これを使用するようにします。



阪神・淡路大震災時、学校に設置された喫煙場所

17. 避難所の清掃・整理整頓

避難所では、避難者全員が避難所内の清掃をするように心がけることが大切です。

また、避難所の清掃という共同作業を避難者が行うことにより、コミュニケーションのきっかけとなることも期待できます。

- ①（ルールの設定）委員会で、避難所内の清掃の方法、時間帯、ルールなどを決定します。
- ②（共有部分の清掃）共有部分の清掃は、居住しているグループを単位にして当番制とし、交替で清掃を行います。
- ③居住部分の清掃は、毎日1回は清掃時間を設け、換気や寝具を整えるなどの簡単な清掃を行ってもらいます。
- ④避難所から退去する人には、後に何も残さないようにきちんと清掃していくよう徹底します。

18. 暑さ・寒さ対策

夏季や冬季には、暑さ・寒さ対策が必要ですが、その感じ方は個人によって異なり、体調や健康状態によっても変わってくるので、避難者各人が自分で対策することが重要です。

(1) 暑さ対策

- ①可能な範囲で、扇風機などの調達を市職員に依頼します。
- ②夏季高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵庫の設置などを市職員に依頼します。
- ③熱中症にならないよう、スポーツドリンクなどを飲むなどして水分や塩分の補給をこまめに行うことを避難者に呼びかけます。

(2) 寒さ対策

- ①冬季は避難所の床は冷え切っていますが、段ボールを床に敷くなどの工夫をすることで床の冷たさを和らげることができます。
段ボールなどが不足する場合は、市職員に依頼します。
- ②手袋などの必要な物は、委員会で数などをとりまとめて市職員に依頼します。



19. 各関係団体への連絡・連携

災害発生時には、迅速で的確な対応を行うためにも、正しい情報収集や情報提供が不可欠となります。そのために、各関係団体との連携が必要であり、これら団体との連絡手段を確保する必要があります。

(1) 災害対策本部との連絡手段の確保

- ①基本的には、災害対策本部への連絡は市職員が行いますが、市職員が不在で緊急の場合は委員会が直接災害対策本部への連絡をします。
- ②災害時には電話が輻輳し、通常の固定電話や携帯電話は不通になる可能性があります。避難所ではできるだけ電話がつながるようにするため、市内の小中学校には災害時に有効な「NTT特設公衆電話」が5台用意されています。

(詳細は「6. 安否確認」を参照のこと。)

(2) 電話以外の連絡手段の準備

以下に示す電話以外の連絡手段も、施設管理者や市職員と協力して確保できるように努めます。

- ①無線機（トランシーバーや防災行政無線など）
- ②インターネット（停電の場合は使えませんが、電話よりもつながりやすい）
- ③オートバイや自転車を使った伝令



20. 電話問い合わせへの対応

災害直後は、避難所への電話による問い合わせが殺到することが予想されます。しかし、避難所には限られた回線しかありません。できるだけ効率的な対応が出来るよう、以下の点に注意して下さい。

- ①電話で避難者の問い合わせがあったときは、先方の氏名を確認の上、避難者名簿と照合し、名前の有無を伝えます。
- ②電話で紹介の要望があった場合は、掲示板等により伝え、避難者から改めて連絡してもらう方法を原則とします。受信状態のままで呼び出しをしないようにします。（回線が塞がるため）
- ③問い合わせ対応者は、受信日時、問い合わせのあった避難者の氏名と住所、問い合わせをしてきた相手の氏名と連絡先を記録します。問い合わせ者に伝える内容としては以下も参考にして下さい。
 - ・どなたを捜していますか。捜している人の住所と名前を教えてください。
 - ・ここでは問い合わせがあったことを避難者に伝えるのみで、呼び出しはしません。
 - ・あなた様の連絡先とお名前を教えてください。
 - ・なお、連絡がとれない場合がありますが、それ以上の対応はできませんので、ご理解ください。
- ④問い合わせのあった避難者がいないことも多いので、掲示板に、電話受付等のお問い合わせコーナーを設け、掲示するようにします。
- ⑤避難所への来訪者は、受付で手続きをします。連絡・広報チームは、避難者の呼び出しを行い、所定のスペース(P.16 来訪者用の面会スペース を参照のこと)で面会するようにします。来客者が少ない場合は、他の避難者と接触しない場所を指定します。
- ⑥郵便物については、宛名と避難者名簿を照合した上で、受付で一旦受け取り、掲示板などで周知するものとします（本人が避難所のどこにいるか分からないことが多いため）
- ⑦連絡・広報チームは、携帯電話の災害伝言板の利用を呼びかけます。

2 1. 避難所でのマスコミ対応

避難所におけるマスコミの取材活動は、

<短所>

- ・取材などにより、避難者のプライバシーをめぐるトラブルが発生する
場合がある。

<長所>

- ・被災地の現状を全国に発信することができる。
- ・必要な情報を避難所に提供してもらうことができる。

といったように、短所もあれば大きな長所もあります。

一定のルールを定めた上で節度ある取材を許可することにより、マスコミの取材を上手に活用することも必要です。



新潟県中越沖地震における避難所での取材に関する貼り紙

○ルールづくり

プライバシーをめぐるトラブルの発生を未然に防ぐことができるよう、委員会でマスコミ対応の担当係を決めルールをあらかじめつくっておくことが重要です。以下に示した例を参考にして下さい。

(ルール例)

- ・避難所の入口には取材用の受付を設け、取材者の身分等を確認する。
- ・取材時には腕章の着用を義務づける。
- ・連絡広報チーム内にマスコミ対応係を決めておき、取材時に立ち会うことを原則とする。
- ・取材場所は、救援活動に支障がない共用スペースを充てるようにする。

- ・時間や場所を定めて取材を行う。避難者の生活スペース内での立ち入り取材は基本的に断るものとし、避難者全員の同意を得た場合のみ行うものとする。
- ・ルールを守らない報道関係者の取材は断る。
- ・マスコミからの避難者の安否に関する問い合わせについては、避難者名簿に公開を可とした避難者のみの情報を公開する。
- ・避難者が個人的に取材を了解しているケースなどでは、他の避難者に迷惑のかからない場所で取材を許可する。



新潟県中越沖地震における避難所での取材状況

2.2. ボランティア受入対応

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時などには、多くのボランティアがいち早く被災地に駆けつけ、救援活動等に従事し非常に重要な役割を果たしました。



市は災害発生時には、ボランティア活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」を「武蔵野市民文化会館（住所：武蔵野市中町 3-9-11）」に設置し、武蔵野市民社会福祉協議会などと連携して効率的なボランティア活動ができる体制をつくります。

ボランティアセンターの主な役割は以下の通りです。

- ・ボランティアの受入れ
- ・情報の提供
- ・必要な避難所へのボランティア配置
- ・外国人の支援（語学ボランティアのコーディネート）
（武蔵野市国際交流協会の支援のもと）

総務チームはボランティアの要望があった場合、市職員を通じて災害対策本部に要請し、武蔵野市災害ボランティアセンターから避難所へボランティアの派遣を調整してもらいます。

23. 帰宅困難者対応

通勤や買い物などで自宅から離れていたところで災害に遭い、交通機関のストップ等により帰宅する手段が奪われてしまった方々を「帰宅困難者」といいます。

武蔵野市直下型地震(M6.9)が発生した場合、武蔵野市では帰宅困難者が約3万人発生し、さらに都心から西へ向かう多くの帰宅困難者が武蔵野市を通過することが想定されています(被害が最大となる冬の夜の場合)。

武蔵野市では帰宅困難者支援所(災害発生直後から36時間以内)として、赤十字エイドステーション(武蔵野市八幡町エイドステーション、武蔵野市八幡町3-8-3 井口宅敷地内)を赤十字奉仕団と連携して設置します。

また、八都県市では、コンビニエンスストア・ファミリーレストランなどと帰宅困難者支援協定を締結しています。これらの場所では、災害発生時に(1)水、(2)トイレ、(3)情報の提供などの支援を受けることができます。東京都では、帰宅支援ステーションとして、都立学校を指定するなどして、水道水、トイレ、テレビ・ラジオ等による情報提供を行います。

避難所に帰宅困難者が来所する場合もあると考えられます。以下の点に注意して、帰宅困難者の支援を行いましょう。

(1) 食料・物資の提供

- ①可能な範囲で食料・物資の提供を行うべきですが、それにより避難所に避難している人たちへの支援に支障が出る場合は、災害対策本部と協議の上、対応を考えるものとします。

(2) トイレ・休憩場所の提供

- ①幹線道路沿いなど通行量の多い場所に誘導のための表示を行うと有効です。
- ②不要なトラブル回避・避難者のストレスの回避のためにも、休憩場所は避難者の生活空間とは別に設置する必要があります。

(3) 情報の提供

- ①現在の交通状況や、近隣の情報を提供します。

24. 避難所撤収

学校の本来の目的である教育の場としてできるだけ早い再開をするため、ライフラインの復旧などが進めば、避難所の撤収の準備を進めていく必要があります。

- ①ライフラインが復旧したら、避難所は撤収に向けた準備に入ります。
この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向かいます。
- ②一方で、避難所には自立困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもありますので、注意が必要です。
- ③避難所については、「ライフラインの復旧」がなされた段階で撤収する方針であることをできるだけ早く避難者に示すことで、自立の目標を持ってもらうことが大切です。
- ④避難所の撤収に伴う片付けや清掃、学校の再開準備について、避難者はもとより、地域住民やボランティアの協力を得て行うことが必要です。
- ⑤住居をなくした人に対しては、避難所撤収後は長期受け入れ施設などで対処します。
- ⑥委員会は、原則として避難所撤収をもって解散します。

25. 記録の作成

災害対応の詳細な記録を残すことが、後世への教訓として非常に有用な資料となります。

①時間の余裕がないなかで、その記録を残すことはたいへんですが、避難所内の情報を記録として一本化し、委員会での会議の内容や避難所での出来事を正しく記録に残すことが、今後の避難所のあり方、ひいては後世への教訓として、貴重な資料となります。

②総務チーム内に記録係を置くなど、当初から記録を残すための取り組みをすることが理想的です。また、どんなことでもメモを残すことが大切です。

③記録の項目については、どのような問題が起こり、どのように対応し、克服したのかという日々の業務などが考えられます。あらかじめ様式を検討しておきましょう。

(記録のための様式：参考資料を参照のこと)